

栃病薬発 2907 第 1 号
平成 29 年 7 月 18 日

会 員 各 位

一般社団法人栃木県病院薬剤師会
会 長 須 藤 俊 明
〈 公 印 省 略 〉

「医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」
変更に伴う当会の対応について

一般社団法人 栃木県病院薬剤師会の運営につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、医療用医薬品卸売業公正取引協議会 栃木県地区実務委員会より、新たに整備された公正競争規約の施行規則・運用基準が平成 28 年 6 月 1 日から施行され、既に他の都道府県では実行に移されている旨の案内がありました。

変更の中で最も薬剤部門に関わりがある点として、下記の行為が制限されることになっています。

規約第 4 条、施行規則第 2 条、運用基準第 6 条

(2) 医薬品納入後の棚入れ、医薬品の包装を含む包装単位の細分化作業、施設内における医薬品の移送、棚卸及び備蓄薬剤の管理に係る行為

この公正規約は、「一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため」に卸売業界が公正取引委員会及び消費者庁と協議の上、自主的に定めたルールではありますが、当会といたしましては、この規約の趣旨を踏まえた適正な運用に協力していきたいと考えております。

つきましては、現在会員の皆様の中で、上記ルールに抵触する様な業務体系をとられている施設がございましたら、事務部門およびお取引卸業者様等とよくご相談の上、改善を図っていかれますようお願いいたします。

ご協力よろしく願いいたします。